

連載 千座の置き戸（ちくらのおきど）

第二百十三回 真正護憲論のあゆみ（その三）

南出喜久治（令和5年2月1日記す）

かがみにて なほまがあかし ききさばき たまでつつみて つるぎでわかつ
(鏡にて直禍明かし效裁き(真正護憲論)勾玉で包みて(講和條約説)剣で辨つ(無効宣言、破棄通告))

安倍内閣において、平成27年9月19日に成立し、平成28年3月29日に施行された国際平和支援法及び平和安全法制整備法、いはゆる安保法の制定過程において、立憲主義に違反して無効だといふサヨクの理論が喧しく叫ばれました。

しかし、曲がりなりにも国会で相当な回数を重ねて審議されて成立し、その後においても、安保法制の是非を問ふた総選挙でも与党側が勝利してもなほ立憲主義に違反するとの野党の主張が認められるのであれば、占領憲法の場合はどうなのでせうか。

占領憲法草案を示してその是非を問ふ総選挙はなされず、帝国議会でも主として秘密会で審議されて、極東委員会が条件とした占領憲法の諾否を問ふ国民投票が一度もなされてゐない占領憲法は、当然に立憲主義に違反するといふ見解に到達するはずなのに、占領憲法の護憲派も改憲派も、安保法制のときだけ立憲主義を問題とするだけのご都合主義で終はりました。このことについて、立憲主義違反が問題となるのであれば、どうして占領憲法については、全く立憲主義について話題にもされなかつたのでせうか。

特に、占領憲法改憲論者は、これを立憲主義違反であるとの護憲派の痛烈な批判に対し、誰も反論しませんでした。そして、護憲論の申し子である SEALDs（シールズ）は、勝ち誇つたかのやうにタップ調で「立憲主義違反」を強調してみました。

しかし、護憲派も改憲派も、占領憲法を憲法として認める立場ですが、安保法制ですら立憲主義に反するのであれば、占領憲法の制定が立憲主義に反するか否かの議論を避けて通れるはずがないのです。

ところが、このことを問題とすると、占領憲法自体の成立を否定することになつて、まさにオウン・ゴールとなるため、口が裂けても絶対に言へなかつたのです。

私は、短絡思考のシールズを揶揄しながらも、その問題提起を応援してみました。

パラノイアのやうな立憲主義の妄想から自己を解放して、もつと、もつと立憲主義の精神を深化させてほしい、さうすれば占領憲法の無効にたどり着くのである、と。

さうかうするうちに、立憲主義違反といふ人がだんだんと居なくなりました。

そもそも、立憲主義といふ概念は定まつてゐません。しかし、共通する概念としては、憲法に基づく国政がなされることですから、憲法条項に違反する国家の行為はすべて立憲主義に違反することに異議を唱へる人は居ないはずです。

私は、立憲主義をどのやうな概念で定義づけられたとしても、占領憲法の出自が立憲主義に違反するのか否かといふ議論、占領憲法の効力論争がなされることが、我が国の戦後を再検討してこの国の方針を見定める出発点になると確信してゐます。

真正護憲論といふのは、国法学などの総合的な法理論による帰結であるのと同時に、それを語ることが我が国の道義を立て直すことになるからです。法理論よりも国家の存立の道義こそが大事なのです。

そのため、この真正護憲論は、独自の研究により完成させて、平成4年5月26日、平成天皇陛下に占領憲法無効宣言を諫疏する天皇請願を行つたことから出発しました。

その後、同年12月8日に『日本国家構造論－自立再生への道－』、『日本国憲法無効宣言』、『國體護持總論』（第一巻ないし第六巻）、『占領憲法の正體』などを上梓し、國體護持塾のホームページで、多くの論文を連載してきました。

それだけではなく、東京都議会、衆議院、参議院、石垣市議会などに占領憲法と占領典範の無効宣言を求める請願を行ひ、その他、各地で様々な講演活動、示威活動なども行つてきました。

そして、いままさに、この真正護憲論に熱い注目が集まつてきてゐます。

それは、交戦権（The right of belligerency）の否認と軍事力の不保持を謳ふ占領憲法第9条に反して、近代戦争を遂行しうる人的組織と物的装備を有する自衛隊と称する「軍隊」を保有し、交戦権の行使能力である「反撃力」を認める解釈改憲が堂々と進められてゐることに、大きな二律背反の矛盾が露呈してゐることに起因してゐるのです。

国家にとって、占領憲法に違反してでも国家の領土、領海、領空と国民の生命、財産、そして国家の独立を維持する制度を守ることは、超法規的措置として可能であるとする見解は、厳格な意味において立憲主義違反です。「憲法守つて国滅ぶ」といふことを防ぐためには、立憲主義に違反しても超法規的措置として認められるといふ見解は、それなりの

説得力があります。つまり、座して死を待つといふことはできないといふことです。国家の存続こそ国家の使命であるとする「必要性」の所産としての考へです。

これに対し、立憲主義を教条的に厳守して、たとへ「憲法守つて國滅ぶ」こととなつてもそれを受け入れる考へもあります。これは、「非武装中立論」といふ以上に、「非武装滅亡論」を受け入れる見解です。これは、憲法を守れば滅びの道を余儀なくされるのであっても、立憲主義を厳守することに価値を見い出さうとする「合憲性」に殉教の道を見いだす考へです。

しかし、「合憲性」を守つて立憲主義に殉ずるといふ「殉教」を国民に強制することが、果たして憲法なのかといふ大きな疑問があります。と言つても、「必要性」があるからと言つて、憲法を破つてもよいのか、といふ相克問題もあります。

この 2 つの相克、すなはち、国防上の「必要性」と占領憲法の「合憲性」が完全に相反する状況において、その狭間での議論は、どちらか一方を主張して、牽強付会に必要性があれば合憲性を満たすとする詭弁を推し進めるか、原理主義的に違憲だと主張するか、どちらかの主張に与して平行線の無意味な議論しかできないのです。

このやうな状況では、国論は無意味に二分するだけで、全く解決策がなくなつてゐるのです。

では、どうするか、といふことを提案しなければならないのですが、だれもその解決策を提案できず、大変だ、大変だと小田原評定のやうに騒いてゐるだけで、誰一人解決策を提案できないのです。

しかし、解決策はあるのです。

このやうな、誰も解決策が提示できない状況において、その解決策は、次の妙手しかないのです。

それは、真正護憲論です。

占領憲法を憲法として否定し、帝国憲法を憲法であると再確認する立憲主義に則つて、帝国憲法下で認められた当然の自衛権と交戦権に基づいて、普通の国となつて合憲的に国策を柔軟に遂行することができ、立憲主義は守られるのです。

これは、安保体制と占領憲法体制との相克、日米安保体制で歪になつた占領憲法体制の矛盾と、国家防衛の必要性と合憲性の双方を矛盾なく調和させる一石三鳥の解決策が真正護憲論なのです。

帝国憲法を復元して、占領下の非独立状態において拙速かつ杜撰になされた改正手続ではなく、半独立状態ではあつても、この時期に充分に時間をかけて新たな改正手続に着手すればよいのです。

これまで、天皇褒め殺しに等しい「天皇教」を鼓舞し、真正護憲論による我が国の再生を阻止する戦後保守といふ実質的なサヨクが、我が国の国法学を知らずして、欧米の憲法学の理論を猿真似して真正護憲論に対して意味不明の批判をしてきた輩が居ましたが、いまやその化けの皮は剥がれてしまひ、ごまめの歯ぎしりをしてゐるだけです。

真正護憲論を意味不明の論理で揶揄し排除しやうとする占領憲法改憲論の日本会議などの似非保守は、すべて国賊と言つて過言ではありません。日本会議のいくつかの支部は、占領憲法改正論を捨ててすでに真正護憲論を支持してをり、いつか日本会議は崩壊することになるでせう。